

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理由

利用者の資格に関する規則を改正する必要があるため。

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

立川市図書館条例施行規則（平成25年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人登録の手続)</p> <p>第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（以下「<u>市内登録者</u>」<u>という。</u>）</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(複製できない資料の範囲)</p> <p>第15条 条例第4条第2項に規定する委員会が指定するものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第20条 ……略……</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、個人登録者のうち第4条第1項第2号又は市外に居住する者のうち、同項第3号の定めにより当該個人登録を受けた者（以下「<u>市外登録者</u>」<u>という。</u>）は、予約及びリクエストを申し込むことができず、<u>館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 ……略……</p>	<p>(個人登録の手続)</p> <p>第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(複製できない資料の範囲)</p> <p>第15条 条例第4条第2項に規定する<u>教査委員会</u>が指定するものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第20条 ……略……</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、個人登録者のうち第4条第1項第2号に掲げる者であることにより当該個人登録を受けた者（以下「<u>相互市外居住登録者</u>」<u>という。</u>）は、予約及びリクエストを申し込むことができない。</p> <p>3 ……略……</p>

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度		貸付期間
		市内登録者	市外登録者	
個人	図書及び雑誌	10冊	5冊	14日
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点	貸付を受け ることがで きない。	14日
	電子書籍	3点	貸付を受け ることがで きない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊		3月
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点		14日
…略…				

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第20条第2項の規定並びに別表の規定は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付を受け ることができない。	14日
	電子書籍	3点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付を受け ることができない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊	3月
	コンパクトディスク 又はカセットテープ	3点	14日
…略…			

## 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について(概要)

本市図書館は、多文化共生の観点や外国語図書を多く保有することなどから、外国籍の方については、居住地を問わず一律でサービスを提供している。そのため、利用できるサービスの内容について、市外に居住する外国籍の方と「相互市外居住登録者」(相互利用協定を結んでいる市の市民)との間に乖離が生じている。

以上のことから、従来の「相互市外居住登録者」と市外に居住する外国籍の方を「市外登録者」として規定し、サービスの内容の不均衡を是正し、明文化することとした。

### 主な改正項目

利用者の資格に関する規則の改正

### 改正内容

利用者の資格に関する規則を以下のとおり改正する。

項目	改正後	改正前
利用者の資格	市外に居住する者のうち、第4条第1項第3号の定めにより個人登録を受けた者について、図書館資料の貸付けを受けることができる種類、限度及び期間を明記した。	—

※ 第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2)相互利用協定を結んだ市に居住する者
- (3)その他図書館長(以下「館長」という。)が特に必要と認める者

### 利用できるサービス内容

市外に居住する者のうち、第4条第1項第3号の要件で個人登録を受けた者(主に外国籍)に対して、3月1日より提供するサービスを下記のとおり変更する。

利用者区分		改正前	改正後 (市外登録者)
利用できるサービス	貸付限度	図書及び雑誌 10 冊 CD 又はカセットテープ 3 点 DVD 1 点 電子書籍 3 点	図書及び雑誌 5 冊 CD 又はカセットテープ 1 点
		リクエスト、蔵書予約 可	リクエスト、蔵書予約 不可